別表六の二（二十六）を次のように改める。

別表六の二（二十六）　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算	被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	・　・	各連結法人の合計額の計算	調整前連結税額（別表一の二「2」）	12	円
		当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円		被災雇用者等を雇用した場合：当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額（各連結法人の(2)の合計）	13	
		同上のうち損金の額に算入される金額	3			同上のうち損金の額に算入される金額の合計額（各連結法人の(3)の合計）	14	
		同上のうち特定給与等の額	4			同上のうち特定給与等の額の合計額（各連結法人の(4)の合計）	15	
		個別税額控除相当額 $((3)-(4))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$	5			個別税額控除相当額の合計額（各連結法人の(5)の合計）	16	
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(23)\times\frac{(5)}{(16)}$	6			避難対象雇用者等を雇用した場合：当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額（各連結法人の(8)の合計）	17	
	避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	7	・　・		同上のうち損金の額に算入される金額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	18	
		当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	8	円		税額控除限度額 $\left\{((14)-(15))\times\frac{10}{100}+(15)\times\frac{7}{100}\right\}$ 又は $\left\{(18)\times\frac{20}{100}\right\}$	19	
		同上のうち損金の額に算入される金額	9			当期税額基準額 $(12)\times\frac{20}{100}$	20	
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(23)\times\frac{(9)}{(18)}$	10			当期税額控除可能額（(19)と(20)のうち少ない金額）	21	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額（(6)又は(10)）		11			調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉘」）	22	
						法人税額の特別控除額 (21)－(22)	23	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）